

## 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政 令案の概要について

今回の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「施行令」という。）の改正事項は「介護給付の金額の引上げ」である。

### 1 改正の内容

介護給付の月額改定（第7条の2第2項関係）を行うもの。

介護給付については、業者等に委託する場合と、親族等が行う場合とで、給付額が異なる制度となっており、前者の場合は、一定額〈額A〉を上限として実際に業者に支払った額を、後者の場合は、常に一定額〈額B〉を、それぞれ給付することとされている。

そして、額A及び額Bは、国家公務員災害補償法に基づき人事院が定める介護補償における額と同額としている。

この度、人事院が介護補償における額を引き上げることから、これに合わせて、次の引上げを行うもの。

	【現 行】		【改定後】
(1) 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）			
・ 額A	104,570円	→	104,950円
・ 額B	56,790円	→	57,030円
(2) 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）			
・ 額A	52,290円	→	52,480円
・ 額B	28,400円	→	28,520円

### 2 経過措置

今回の改正に係る規定は、平成28年4月1日以後に給付の事由が生じた給付について支給すべきものについて適用することとし、その他の給付については、なお従前の例によることとする。